

# セブン-イレブン加盟店共済会会員プラン約款

---

## 【従量電灯】

北陸電力送配電サービスエリア

2021年10月1日実施



## 目 次

1 適用 .....	3
2 供給条件の変更 .....	3
3 需給契約の申込み .....	4
4 供給エリア .....	4
5 契約種別 .....	4
6 従量電灯 .....	4
7 燃料費調整 .....	7
8 nanaco ポイントの付与について.....	9

## 1 適用

- (1) セブン-イレブン加盟店共済会会員プラン約款【従量電灯】（以下「本プラン約款」といいます。）は、サミットエナジー株式会社（以下「当社」といいます。）が、次の(イ)かつ(ロ)、または(ハ)の条件を満たす個人（個人事業主を含みます。）の低圧需要家（以下「個人の低圧需要」といいます。）に対して、電気を供給するときの料金その他の条件（以下「供給条件」といいます。）を定めたものです。
  - (イ) セブン-イレブン加盟店共済会会員向け電力プラン（以下「加盟店プラン」といいます。）の申込日に、セブン-イレブン加盟店共済会（以下「共済会」といいます。）の会員（オーナー、従業員、役員、パート、アルバイトを含みます。以下同じ。）であり、加盟店プランの契約期間中、会員本人が共済会に加入していること。  
なお、当社は当社が指定する手続きを所定期間内にお客さまが行うことをもって、加入していることの確認をするものとします。
  - (ロ) 共済会が会員に提供する福利厚生サービスの会員番号を保有すること。
  - (ハ) 前項（イ）または（ロ）にかかわらず、キャンペーン等により当社が加入を承諾したこと。
- (2) 個人の低圧需要が(1)の条件を満たさなくなった場合、お客さま自身で当社以外の小売電気事業者への契約切り替え手続きを行っていただきます。なおその場合、当社からあらかじめ契約切り替え手続きのご案内をさせていただきます。
- (3) 本プラン約款に定める基本料金、電力量料金、および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。
- (4) 本プラン約款に定めのない事項については、当社の電気供給約款〔低圧〕（個人）（北陸電力送配電サービスエリア）（以下「電気供給約款」といいます。）に準ずるものとし、本プラン約款と電気供給約款の定めが異なる場合は、本プラン約款の定めが優先するものといたします。
- (5) 本プラン約款にて使用される用語は、別途定義される場合を除き、電気供給約款にて定める意味で使用するものといたします。

## 2 供給条件の変更

- (1) 当社は、供給条件を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によるものといたします。
- (2) 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、供給条件を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえて、この供給条件を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。
- (3) 電気事業法施行規則第3条の12第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

### 3 需給契約の申込み

お客さまが、新たに本プラン約款に基づく需給契約を希望される場合は、あらかじめお客さまの nanaco 番号を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

### 4 供給エリア

供給エリアは、北陸電力送配電株式会社の供給区域内といたします。

### 5 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

- (1) 従量電灯 B
- (2) 従量電灯 C

### 6 従量電灯

- (1) 従量電灯 B

#### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下のものに適用いたします。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

#### ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社または一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社または一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

#### ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電力供給約款別表 1 (再生可能エネルギー発

電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、7 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、7 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、7 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、7 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	242 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	363 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	484 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	726 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	968 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,210 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,452 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 47 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 76 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21 円 49 銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および電気供給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	181 円 30 銭
---------	------------

(2) 従量電灯 C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満のものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに電気供給約款別表 3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、電気供給約款別表 2（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、電気供給約款別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、7（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、7（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、7（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、7（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	242 円 00 銭
---------------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 47 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 76 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21 円 49 銭

## 7 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2303$$

$$\beta = 1.1441$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (21,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を上回り、かつ、32,900 円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 21,900 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 32,900 円を上回る場合

平均燃料価格は、32,900 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (32,900 \text{ 円} - 21,900 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

#### ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間



毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日 までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前 日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日 までの期間（翌年が閏年となる場合 は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の 検針日の前日までの期間

## ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 1 厘
-------------	----------

### (3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社が設定したお客さま用のウェブページよりダウンロードできる料金明細に記載いたします。

## 8 nanaco ポイントの付与について

当社はお客さまがお申込み頂いたお客さまの nanaco 番号へ毎月の電気料金のお支払い金額から消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の 100 円につき 3 nanaco ポイントを付与いたします。

再生可能エネルギー発電促進賦課金 × 消費税等の税率 / (1+消費税等の税率)